

発議第 号

流山市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年 月 日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

// 植田 和子

提案理由 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による学級の休業等を踏まえ、保護者の経済的負担軽減、及び食材等の高騰対策等の観点から緊急的な措置として、令和5年度、保護者から学校給食費を徴収しないこととする。

流山市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校(以下「学校」という。)における学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 本市は、本市が設置する学校において、学校給食(法第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。)を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第3条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)から、学校給食に要する経費のうち保護者が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額を徴収する。

2 前項において「保護者が負担すべき経費」とは、法第11条第2項において保護者の負担とされているものをいう。

(学校給食費の納付)

第4条 前条第1項の規定により徴収する費用(以下「学校給食費」という。)は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減額)

第5条 市長は、特別の事由があると認めるときは、学校給食費を減額することができる。

(教職員給食費の徴収)

第6条 市長は、学校において給食の提供を受ける教職員(学校に勤務する教職員に限る。以下同じ。)から、当該提供に要する費用のうち教職員が負担すべきものとして、第3条第1項に規定する保護者が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額との均衡を考慮して規則で定める額(以下「教職員給食費」という。)を徴収する。

2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第4条中「前条第1項の規定により徴収する費用(以下「学校給食費」という。)」とあるのは「第6条第1項に規定する教職員給食費」と、

前条中「学校給食費」とあるのは「次条第1項に規定する教職員給食費」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、学校給食費及び教職員給食費の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例の施行期日は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

(令和5年度の学校給食費の徴収に関する特例)

- 3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。
- 4 前項の規定は、学校給食を受ける児童若しくは生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受け期間又は学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者が学校教育法第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受け期間にこれらの児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、適用しない。